

■ 第5章 施策の展開（障がい者計画） ■



■ 第5章 施策の展開（障がい者計画） ■

1. 障がいの理解と差別の解消、権利擁護、虐待の防止

障がい者をはじめ、すべての方が住みよい地域生活をおくるためには、障がいについての正しい知識を広め、障がい者に対する理解を深め、差別のない社会を築き上げていくことが必要です。そのためには、地域住民に対する障がいや障がい者についての啓発が大切であり、特に子どもの頃からの福祉教育が重要となります。関係諸団体等との連携のもと、イベント開催や広報等による周知・広報、福祉教育、権利擁護を推進します。

(1) 障がいの理解・啓発活動の推進

① 障がいの理解、啓発活動の推進

障がい者に係る各種週間、月間、運動等におけるイベントを関係機関との連携により開催し、地域住民への障がいの理解・啓発を行うことにより、「心のバリアフリー」の醸成に努めます。

障がいや障がい者についての理解を促進するために、地域生活支援事業を活用したイベント開催等を行い、地域住民への理解・啓発に努めます。

【障がい福祉課】

② 子どもたちへの福祉教育の推進

小中学校向けの出前講座等を実施し、障がい者との交流や講話など、福祉教育を推進し、子どもたちの障がいの理解・啓発に努めます。

【障がい福祉課、福祉政策課】

③ 障がいに関する正しい知識の普及・啓発

「障がい者週間」及び「精神保健福祉普及月間」での周知活動のほか、理解促進に関する研修、地域生活支援事業を活用した啓発活動等を行うなど、精神疾患に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。

【障がい福祉課】

④ 障がい者本人やその家族の障がいの理解促進

障がい者（児）の家族が障がいを受け入れ、療育や支援を早期に受けることができるように、障がいの理解を促進します。基幹相談支援センターや委託相談事業所、計画相談の他、関係機関との連携を図り、障がい者本人や家族に障がいの状況に関する情報を提供し、障がいの理解促進につなげます。

【障がい福祉課】

⑤行政職員への障がいの理解の推進

行政職員に対し、障がい者に対して適切な対応を行っていくための研修や「職員対応要領」の作成に取り組み、差別の解消や合理的配慮に関する意識啓発を行います。

【総務課、教育総務課、障がい福祉課】

(2) 権利擁護の推進

①日常生活自立支援事業の周知

自己決定の判断に支援が必要な障がい者に対し、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理など、在宅生活を支えるための日常生活自立支援事業について周知に努めます。

【障がい福祉課】

②法人後見、成年後見制度の充実、周知・広報

成年後見制度についての講演会やパンフレット配布などによる周知・広報に努め、制度の啓発を図ります。また、財産管理や契約などの法律行為を支援し、権利や利益を保護するため、成年後見制度利用支援事業を実施するとともに、法人後見(法人後見支援事業による)とも連携し、利用者への支援等を行っていきます。

【障がい福祉課】

③障がい者虐待防止と虐待の早期発見、早期対応

市の障害者虐待防止センターを中心に、関係機関等との連携による障がい者虐待の防止、虐待の早期発見や早期対応・介入により、障がい者の権利や利益の擁護を推進します。また、虐待防止に関わる担当職員の研修受講を行い、資質向上を図ります。

市民サービス事業所及び施設に対する障がい者虐待防止の広報や研修機会を設けるなど、啓発の充実に努めます。

緊急的な保護が必要な障がい者の居室を確保する「障がい者虐待防止緊急一時保護事業」を今後も継続して実施します。

【障がい福祉課】

④「障害者差別解消法」と合理的配慮の提供に関する普及啓発

障がい者の差別解消や合理的配慮について市民の関心と理解を得られるよう、パンフレット等の配布による啓発を行います。

【障がい福祉課】

2. 健康保健、療育支援等の充実

安心して地域生活を送るためには、健康保健面の支援が充実していることもあげられます。乳幼児期における障がいの早期発見から早期療育へのつなぎや発達支援、成人においては生活習慣病等の障がいの原因となる疾病予防などを推進します。

また、精神障がい者の地域移行について、医療とも連携しながら、包括的な支援体制づくりを推進します。

(1) 障がいの早期発見と早期療育及び障がい児の支援の充実

①障がいの早期発見及び早期療育

1歳6ヶ月児健診・3歳児健診での診察や相談、心理士の相談、発達検査等を実施し、障がいの早期発見や発達の気になる子の発見から療育へのつなぎを行います。

「支援室 ゆい」による発達支援のほか、関係機関と連携し、巡回支援等による適切な療育支援を図ります。

保護者に対しては、児に対する言葉かけや、対応の方法等を助言することにより、安心して子育てができるよう支援を行います。

【健康増進課、障がい福祉課】

②乳幼児健診事後教室

健診時に身体発育等何らかの所見が認められた子どもを中心に、保護者の子育ておよび子どもの健やかな発達を支援するため、心理士、保健師、言語聴覚士による事後教室を開催します。

【健康増進課】

③「支援室 ゆい」の支援体制の充実

発達障がいの傾向や診断のついた児者、その保護者に対して相談支援を実施します。

発達障がいに関して広報し、周知・理解を図ります。

保育所や事業所等、発達障がい児者に関わる支援者に対し、相談支援や関係機関との連携を行います。

心理士等専門的な知識を持つ人材による巡回等支援を実施し、保育・教育現場や保護者の支援を行います。また、専門員間の情報共有・連携体制づくりに努めます。

【障がい福祉課】

④医療的ケアが必要な障がい児への支援

医療的ケアが必要な障がい児が、地域での包括的支援を受けられるように、保健・医療・福祉・教育等の関係者による協議の場を設け、一人ひとりの状況に応じた支援が提供されるように連携します。

【障がい福祉課】

(2) 障がいの要因となる疾病の予防

①生活習慣病予防等の推進

障がいの要因となる生活習慣病の予防のため、40歳未満を対象とした「一般健康診査・保健指導」、20～39歳を対象とした「早期介入保健指導」、40～64歳を対象とした「特定健診・特定保健指導」を推進し、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予防や軽度段階での発見、重度化の予防を図ります。また、各健診の受診率向上を図るための周知や受診勧奨に努めます。

生活習慣病予防のための健康相談や教室、講座についても、今後も継続して実施します。

【健康増進課、国民健康保険課】

②疾病予防に関する住民への周知

各種月間等を活用したパネル展などによる健康情報の周知や普及教室、健診結果に応じた指導等を行い、生活習慣病や障がいは生活習慣の改善により予防できるものもあることを啓発するなど、生活習慣の改善に向けた働きかけや支援に努めます。

【健康増進課、国民健康保険課】

(3) 精神障がい者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消

①退院後の精神障がい者の支援

精神障がい者の地域への円滑な移行・定着が進むよう、障がい者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられる包括的支援(精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム)を整えるなど、退院後の支援に関する取り組みを行います。

【障がい福祉課】

3. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

障がい者が地域での自立生活を営むためには、地域生活の支援が必要であり、相談や情報の入手から始まり、一人ひとりの状況に応じた適切なサービス提供が望まれるところです。福祉サービスの提供について、障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業など、地域のニーズを見極めながら需要に応える供給量の確保及び質の向上を図ります。また、経済的な支援、福祉施設等からの地域移行を支援する体制づくり、ボランティア活動の推進も含め、包括的な視点による生活支援施策の充実を推進します。

(1) 本人の決定を尊重する意思決定支援の実施

自らの意思決定が困難な障がい者が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、「意思決定支援ガイドライン」の普及を図り、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等が行われることを推進します。

【障がい福祉課】

(2) 相談体制、相談窓口の充実

障がい者の気軽な相談、専門的な相談への対応を充実するため、基幹相談支援センター委託相談支援事業所、計画相談と情報共有や連携を一層強化するとともに、人材の資質向上を図り、障がい者一人ひとりに応じた適切な相談支援を行います。

また、サービス計画作成の支援の充実、円滑な対応を図るため、計画相談支援を行う相談員の育成に努めます。

障がい者自身の経験による当事者の目線に立った支援が期待できるため、障がい者のピアサポートを推進します。

「支援室 ゆい」では、発達支援が必要な子どもや成人期の発達障がいに関する相談支援を行います。

【障がい福祉課】

(3) 情報提供の充実

① 情報提供・意思疎通支援の充実

障がい者が各種サービスなどの必要な情報を入手しやすい環境を整えるため、広報紙やガイドブック(障がい者のでびき)、ホームページ等による情報提供の充実に努めるとともに、関係機関へも情報の提供や共有を行い、様々なところから情報発信する体制づくりに努めます。

また、コミュニケーション支援として、意思疎通支援事業等による手話通訳、要約筆記の充実、声の広報の発行など、障がいに配慮した情報提供方法の充実に努めます。また、意思疎通支援においては、手話通訳の確保、手話奉仕員養成講座の実施のほか、WEB等を活用したりリモート通訳を行うなど、支援の充実に努めます。

【障がい福祉課】

②障がい者児の保護者向けの啓発活動実施

障がいの特性を踏まえた保護者の子育てを支援するために、子育て講演会など保護者向けの啓発活動等を実施します。

【障がい福祉課】

③アクセシビリティに配慮した行政情報の提供

市のホームページ等による行政情報の発信において、障がい者を含む全ての人の利用しやすさに配慮した情報発信を図ります。

【障がい福祉課・情報政策課】

(4)障がい者の生活支援の推進

①地域生活支援拠点の整備

障がい者の高齢化・重度化や、親亡き後を見据え、相談や緊急時の受け入れといった複数の機能を持つ拠点の整備に努めます。

【障がい福祉課】

②障害福祉サービス等の推進

障がい者が自立した日常生活や社会生活を送るため、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、地域相談支援などのサービスを推進するとともに、量的・質的充実に努め、対象者への適切なサービス提供を図ります。(見込み量については障がい福祉計画を参照)

【障がい福祉課】

③サービス提供に係る人材の育成・確保

障害福祉サービス及び相談支援が円滑に実施されるよう、サービス事業者に対し必要な指導を行い、質の確保に努めます。

障害福祉サービス事業所の職員が、共生社会の理念を理解し、障がい者やその家族の意思を尊重しながら必要な支援を行うことができるよう、周知・啓発に努めます。

【障がい福祉課】

(5) 地域生活支援事業等の推進

① 地域生活支援事業の推進

相談支援事業、移動支援事業、意思疎通支援事業、地域活動支援センター等といった地域生活支援事業について、障がい者のニーズ及び地域の実情等を踏まえたサービス展開を図ります。

また、地域生活支援事業の国のメニューのみならず、市で必要となっている事業について、必要性やニーズ等を考慮して事業実施に努めます。(見込み量については障がい福祉計画を参照)

【障がい福祉課】

(6) 障がい児への支援の推進

① 障害児通所支援の推進

障がいのある児童や療育を必要とする児童、発達に不安を抱える児童の生活能力向上や交流促進を図るため、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障がい児計画相談といった障害児通所支援のサービス提供量の確保に努めるとともに、サービス事業所との連携による情報共有、資質向上を図ります。(見込み量については障がい児福祉計画を参照)

【障がい福祉課】

② 発達障がい者等へのピアサポートの推進

発達障がい者(児)やその家族に対する支援を強化するため、講演会の開催や当事者団体と連携し、当事者等による相談活動(ピアサポート)を推進します。

【障がい福祉課】

(7) 地域生活への移行・定着の支援

① 地域移行・定着支援の推進

障がい者の地域移行を推進するため、事業所と連携し地域移行支援や地域定着支援の推進を図るほか、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、サービス事業所、医療機関等が連携した体制の充実を図ります。また、住宅入居等支援事業(居住サポート事業)により、居住体験など、地域生活体験も行います。

長期入院者の退院について、住まいの確保(施設入所を含む)や日中活動の場(就労を含む)の調整を丁寧に行うなど、精神障がい者の地域移行を支援します。

【障がい福祉課】

(8) 医療給付、助成等による経済的支援の充実

① 自立支援医療の給付及び制度の広報

自立支援医療(更生医療、育成医療及び精神通院医療)の給付及び制度の周知・広報に努めます。

【障がい福祉課】

② 特別障がい者手当等の支給

特別障がい者手当や障がい児福祉手当、特別児童扶養手当といった、障がい者のための手当の支給を行います。

【障がい福祉課】

③ 重度心身障がい者(児)医療費の助成

重度の障がい者が安心して受診できるよう、医療費の自己負担を助成し、経済的負担の軽減に努めます。

【障がい福祉課】

④ 心身障がい者扶養共済制度の周知と利用促進

障がい者(児)を持つ保護者が掛け金を出し合い、保護者が死亡または重度の障がいになったとき、障がいのある方に年金を支給する本制度について、周知・広報を行い利用を促進します。

【障がい福祉課】

⑤ 重度障がい者(児)等の渡航費助成

重度障がい者(児)等が、障がい起因する疾病を島外の医療機関で通院治療する際の経済的負担軽減を図るため、航空運賃・宿泊費及び飛行機内でのストレッチャー・酸素ボンベ使用料助成を実施します。

【障がい福祉課】

(9) 補装具及び日常生活用具の給付

① 補装具の交付及び修理

自立した日常生活及び社会生活を営むため更生相談所の判定に基づき支給決定を行います。また利用促進のため、制度の周知・広報に努めます。

【障がい福祉課】

②日常生活用具の給付等の充実

自立生活を支援するための日常生活用具の給付について、利用者一人ひとりの状況やニーズに合わせた提供ができるように、事業所と情報共有・連携を図るほか、計画的な見込みを立てながら供給量の確保を図ります。

【障がい福祉課】

③その他用具の給付

ア 軽度・中等度難聴児補聴器の交付及び修理

身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度又は中等度難聴児に対し、補聴器の購入及び修理費用の支給を行います。

イ 小児慢性日常生活用具の給付

在宅の小児慢性特定疾病児に対し、日常生活の便宜及び家族等の介護負担の軽減を図るため、小児慢性疾病児に必要な用具の給付を行います。

【障がい福祉課】

(10) ボランティア活動の推進

①ボランティアの育成支援

市の社会福祉協議会と連携し、ボランティア希望者が気軽に参加・活動できるよう、ボランティアに関する情報提供の充実やボランティア体験の機会を拡げるとともに、ボランティア養成講座の開催などを行います。

ボランティアの参加促進のため、市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの募集やボランティアセンターについて周知・広報を行います。また、企業に対し、ボランティアの体験学習について周知を行います。

【福祉政策課】

②児童生徒のボランティア活動の推進

学校と市社会福祉協議会との連携により、児童生徒のボランティア活動への参加や体験学習、福祉講話など、ボランティア活動等による社会奉仕の精神を養う体験活動を行います。

【福祉政策課】

③障がい者によるボランティア活動の促進

障がい者によるボランティア活動を促し、地域福祉に貢献することによる支え合いの「地域共生社会の実現」を推進します。

【障がい福祉課】

4. 保育・教育環境等の充実

障がい児の保育や教育では、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばしていけるよう、適性に応じて適切な教育を行い、将来、社会で自立生活していくための基礎・基本を習得することが望まれます。

保育士や教職員の資質向上に努め、保育や特別支援教育の充実を図るほか、一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し合うために、インクルーシブ教育を推進します。

また、障がい児の居場所づくりについても充実を図ります。

(1) 障がい児保育等の充実（特別支援保育）

① 障がい児保育の充実（特別支援保育）

今後とも障がいの有無に関わらず身近な地域での保育が可能となるよう、障がい児保育(特別支援保育)に関する専門的な研修の場を確保するとともに、保育士の研修参加促進を図ります。

【児童家庭課】

② 保育所等訪問支援の実施

障害児通所支援のサービスである「保育所等訪問支援」の実施により、保育所や幼稚園、小学校等に通う障がい児への専門的な支援を行います。

【障がい福祉課】



○令和2年度 障害者週間作品展

(2) 特別支援教育の充実

① 特別支援教育を行うための体制の整備や指導の充実

学校経営計画に特別支援教育についての基本的な考え方や基本の方針を示し、全教職員が協力し合い、組織的、計画的に特別支援教育を推進します。

特別支援学級担当教員の適切な配置、資質の向上を図ります。

特別支援教育コーディネーターを中心に、校内委員会等の機能化を図り、通常の学級に在籍する障がい児の支援体制の充実に努めます。

校内研修をとおして、特別な支援を必要とする児童生徒への具体的な指導方法、指導上の留意点等について理解を深め、専門性の向上に努めます。

市立小学校及び中学校で特別な支援が必要な児童生徒に対して、特別支援教育支援員を配置し、自立した学校生活ができるよう支援を行うとともに、特別支援教育支援員の確保・資質向上に努めます。また、特別支援教育支援員等の活用は、特別支援教育コーディネーターを中心に担任や学年職員などと連携を取り合い、児童生徒への支援が円滑に行われるように進めます。

幼児児童生徒の個々の発達段階(障がいの状態や特性など)を的確に把握し、授業や学校生活での目標、具体的な学習内容・方法など、きめ細かな指導が行えるよう「個別の指導計画」を作成するとともに、関係者(教育、医療、福祉等)が一貫した教育的支援を行うために「個別の教育支援計画」を作成します。

【教育委員会】

(3) 誰もが可能な限り共に教育を受けられる仕組みの整備

① インクルーシブ教育の推進

障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、インクルーシブ教育を推進します。

【教育委員会】

② 特別支援学級の教育課程の充実

児童生徒の障がいの状態、特性等や学級の実態に即した教育課程を編成します。また、教育課程編成にあたっては、小・中学校学習指導要領を踏まえ、必要に応じて特別支援学校の小学部・中学部学習指導要領を参考にします。

特別支援教育の充実を図るため、各種研修を実施し、資質向上に努めます。

【教育委員会】

③ 交流及び共同学習の充実

特別支援学級の児童生徒と通常の学級の児童生徒との交流や共同学習を、学校全体の教育計画に位置づけて推進します。

【教育委員会】

④教育支援体制の充実

宮古島市教育支援委員会と学校の特別支援コーディネーター、校内支援委員会と連携し、特別な支援が必要な幼児児童生徒の教育支援を行います。

障がいのある幼児児童生徒および保護者を対象に特別支援教育を理解してもらうため、保護者説明会や特別支援担当者連絡会や学校訪問等をとおして、就学支援に関する情報等周知し、校内支援委員会の充実を図ります。

【教育委員会】

⑤通級による指導の充実

通常の学級担任や通級の指導担当者の中で、児童生徒の様子や変化について情報交換会を行うなど、指導の充実を図ります。

【教育委員会】

⑥幼稚園、小中学校における発達障がいへの対応

教育委員会配置の臨床心理士と「支援室 ゆい」など関係者、関係機関の連携のもと、発達障がい児等、学習指導上特別な配慮を必要とする児童生徒への対応、フォローの充実に努めます。

【教育委員会、障がい福祉課】

(4)障がい児の居場所づくり

①障がい児の放課後の居場所づくり

放課後児童クラブや放課後子ども教室での、障がい児の受け入れを促します。

障がい児への対応について研修の場を確保するとともに、放課後児童クラブの関係者などの参加促進を図ります。

【児童家庭課】

②障がい児通所サービス等の周知

放課後等デイサービスや地域活動支援センター・日中一時支援サービスの周知を行い、障がい児の居場所および障がい児の介護が一時的に困難となった場合の預かりの場を紹介します。

【障がい福祉課】

5. 就労支援の推進

障がい者が適性や能力に応じて就労することは、経済的な自立と社会参加の促進となります。できるだけ多くの障がい者が就労できるよう、障害福祉サービスにおける就労移行支援や就労継続支援を推進するとともに、職場における障がいの理解促進、地域の「雇用の場」の拡大を図り、障がい者の自立を推進します。

(1) 雇用、就労支援策の拡充

① 就労移行支援、就労継続支援サービスの推進

障害福祉サービスの「就労移行支援」や「就労継続支援」について、サービス提供事業所や企業及び障がい者就労・生活支援センターとの連携を継続し、障がい者の一般雇用及び就労継続のフォローに努めます。

就労移行支援の事業所参入に努め、サービス提供量の確保を図ります。又、特別支援学校の実習におけるアセスメントを活用します。

【障がい福祉課】

② 企業に対する障がい者の雇用の啓発促進

障がい者の雇用拡大を図るため、ハローワークとの連携を密に行い、自立支援協議会の就労支援部会の活性化を図り、一般就労に向けての支援及び啓発を行います。

市内企業に対し障がい者の雇用について理解と協力を呼びかけるとともに、障がい者雇用率制度について啓発を行います。

「宮古島市雇用対策協定」に基づく障がい者雇用の促進を図ります。

【障がい福祉課】

③ 雇用の場における障がい者の人権擁護

職場等において雇用差別など障がいを理由とした人権侵害を受けることのないよう、関係機関等と連携を図りながら、啓発・広報、相談体制の充実に努めます。

【障がい福祉課】

④ 市内の就労関係機関の連携による就労支援の強化

就労支援事業所から企業側に対し、本人特性や環境への配慮等を記した申し送り書を渡したり、事業所と企業との面談の機会を設けるなど、就労前の情報共有を図ります。

市内の就労支援事業所と一般企業との連絡会を定期的で開催し、障がい者の雇用、定着向上を目的とした情報共有や意見交換会等を行います。意見交換をすることにより、お互いの理解を深めるとともに、就労支援事業所では、実践的な就労支援や企業側の希望を踏まえた取り組みにつなげていきます。

【障がい福祉課】

(2) 多様な就業機会の確保

① 柔軟な働き方の推進

職場に対し、障がい特性等に関する理解促進の啓発・広報を行うとともに、「合理的配慮」の観点から、短時間労働や在宅就業など、多様な働き方を選択できる環境整備を促進します。

【障がい福祉課】

② 福祉的就労の質の向上・底上げ（工賃向上）

就労継続支援B型事業所の工賃の向上や、共同受注化、経営力強化など、市内就労支援事業所、障がい者自立支援協議会と連携しながら、就労継続支援A型も含めた福祉的就労の底上げを図ります。

【障がい福祉課】



○令和2年度 障害者週間作品展

6. 各種活動の推進

地域でいきいきと生活を続けていくためには、障がい者が社会のあらゆる場面で自主的に参加でき、人や社会との交流の中で人生をより豊かなものにしていくことが望まれます。スポーツ、レクリエーション、文化活動等障がい者の主体的な生き方の支援に努めるほか、障がい者やその家族の活動についても支援・協力を行なっていきます。

(1) 障がい者団体等への活動支援

① 障がい者団体等の活動支援

市内の各障がい者関係団体の活動を把握するとともに、支援や団体間の連携強化に努め、活動の活性化を図ります。

【障がい福祉課】

② 障がい者をもつ家族等の交流促進

障がい者(児)をもつ家族の悩み解消や情報交換を行うことができるよう、家族同士の交流支援を行うほか、障がい者団体や家族会に参加していない方と各団体とのかけはしとなるように努めます。

【障がい福祉課】

③ ふれあい、交流活動の推進

障がい者が地域でふれあいながら社会参加し、地域の一員として生活していくために、地域における障がい者とのふれあいや地域行事等への障がい者の積極的な参加を促進します。

保育所、幼稚園、小中学校等では、運動会・学習発表会、作品展等への障がい者の方の招待等、障がい者と交流、ふれあいの機会を設けます。

【障がい福祉課】

(2) スポーツ活動、レクリエーション活動の推進

① 障がい者のスポーツ・レクリエーション活動の振興

障がい者が地域住民と交流し、スポーツ・レクリエーションを楽しむことができるよう、地域生活支援事業の「レクリエーション活動等支援」を活用しながら、スポーツやレクリエーションの機会づくり等を行います。また、「ゆうあいスポーツ大会」「身体障がい者スポーツ大会」等の各種スポーツ大会への参加を促進し、障がい者の体力維持、増進並びに障がい者スポーツの普及に努めます。

障がい者、障がい児のスポーツやレクリエーション・イベントを民間団体等が開催する際、市でも運営や支援への参加などを積極的に行います。

【障がい福祉課】

(3) 文化活動の推進

① 障がい者の芸術・文化活動の推進

地域生活支援事業の「文化芸術活動振興」を活用しながら、障がい者のための作品展や音楽会等といった芸術・文化活動の発表の場を設けるように努めます。また、障がい者週間や精神保健福祉月間などの際には、作品展の開催等を行います。

【障がい福祉課】



○令和2年度 障害者週間作品展

7. 安全・安心な生活環境づくり

障がい者が地域の中で安心して暮らし、積極的に社会活動に参加できるまちづくりを進める必要があります。そのため、住まい等の生活の場の確保や地域の防災、災害時の避難支援、感染症予防対策、地域での支え合いの充実に努めます。

(1) 生活の場の確保

①グループホームの整備促進

福祉施設や病院等を退所・退院し、地域生活に移行する障がい者の住まいを確保するために、グループホーム(共同生活援助)の整備を促進します。

【障がい福祉課】

②住宅入居等支援事業(居住サポート事業)の実施検討

賃貸契約による住宅への入居を希望しているが保証人がいないなどの理由により入居の際に支援が必要な場合、入居契約手続きの支援やそのほか必要な調整等に関する支援を行う「住宅入居等支援事業(居住サポート事業)」の実施を検討します。

【障がい福祉課】

③住まいの確保に向けた検討と実現に向けた取り組みの推進

地域自立支援協議会の居住支援部会における住まいの確保に関する検討や対応策の協議、対応策の実現に向けた取り組みについて、部会と連携しながら推進します。

【障がい福祉課】

(2) 災害時の支援対策の充実

①災害時における支援体制の強化

「宮古島市災害時要援護者避難支援計画」に基づき、自治会単位や班単位等、住民の生活圏域内を基本とした「福祉マップ(避難行動要支援者マップ)」の作成を促進し、福祉マップを活かした支援体制づくりに取り組みます。

緊急時の避難支援や安否確認に備えるため、地域における日常的な声かけや見守り活動等の強化を促進します。

災害時に避難行動要支援者となる障がい者一人ひとりの支援体制(情報伝達方法、支援者、避難経路など)を示す個別計画を作成し、避難支援を行います。

社会福祉施設等に協力を呼びかけ、福祉避難所を確保するとともに、福祉避難所での避難生活が安心して送れる環境の充実に努めます。

【防災危機管理課、福祉政策課、障がい福祉課】

(3) 感染症予防対策の推進

新型コロナウイルス等の感染症対策を強化するため、障害福祉サービス等の事業所が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているか定期的に確認するとともに、サービス事業所職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務にあたることができるよう、感染症に対する情報提供等を行います。

障がい者への訪問調査や面談等においては、対面の機会を減らし、電話、郵送、リモート(遠隔参加)などでの対応を行い、感染症の予防に努めます。

【障がい福祉課】

(4) 地域の支え合いによる支援の推進

市や社会福祉協議会、コミュニティーソーシャルワーカーと連携しながら、地域で支え合う小地域ネットワークの拡充・強化を図り、地域共生社会の実現を目指します。

【福祉政策課】



○令和2年度 障害者週間作品展